

お申込みの流れについて

窓口申込みまたは FAX 申込み



請求書をお渡しします。FAX 申込みの方は FAX にて送付いたします。
申込み手続き方法はチェックリストにてご確認のうえ署名して下さい。



窓口にて現金または、ゆうちょ銀行へ振込み



許可書発行
(振込の場合、入金確認後に許可書を郵送します。
但し、送料は申込者負担となります。)

注) 納付期限内にお支払いいただけない場合、自動で取消になります。

【使用料の納付期限】

	使用日の前日までの期間	使用料納付期限
期 間	申込日から 1 カ月以上	申込日から 2 週間以内※
	申込日から 1 週間以上～1 カ月未満	申込日から 1 週間以内※
	申込日から 1 週間未満	使用日（使用開始前）

注) 附属設備の使用料の納付期限は、これまでの通りご使用日の使用開始前です。

※納付期限の日が休館日の場合は翌開館日となります。

【使用料の返金】

使用室名	使用許可の取消しを申し出た日	返金する使用料の額
ホール	使用日の 3 ヶ月前の日以前の日	全額
	使用日の 3 ヶ月未満で 2 ヶ月前の日以前の日	半額
会議室	使用日の 1 カ月前の日以前の日	全額

※平野区役所から約 1 カ月程度で使用料が還付されます。

お 知 ら せ

【使用料の納付期限】

これまで、ご使用当日までに使用料をお支払いいただいておりましたが、大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、平成29年4月1日申込み分からは、原則としてお申し込み後2週間以内に使用料をお支払いいただくこととなりました。

期日までにお支払いいただけない場合は、お申込みが取り消しとなりますのでご注意ください。

使用日の前日までの期間		使用料の納付期限
期 間	申込日から1ヶ月以上	申込日から2週間以内
	申込日から1週間以上～1ヶ月未満	申込日から1週間以内
	申込日から1週間未満	使用日（使用開始前）

※附属設備の使用料の納付期限は、これまでのとおりご使用日の使用開始前です。

【使用料の返金】

使用者が、次の期間内に使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出た場合、お支払いいただいた使用料を返金します。

使用室名	使用許可の取り消しを申し出た日	返金する使用料の額
ホール	使用日の3か月前の日以前の日	全額
	使用日の3か月未満で2か月前の日以前の日	半額
会議室	使用日の1か月前の日以前の日	全額

※ただし、以下の場合、納入いただいた使用料の返金ができませんのでご注意下さい。

- ・お申込みの時点で、返金可能な期間を過ぎている場合。
- ・附属設備の使用料を事前に納付いただいた場合

具体例　お申込日が4月10日で、使用日が8月20日の場合

	申込日(4/10)	お支払期限(4/23)	使用日3か月前(5/20)	使用日2か月前(6/20)	使用日(8/20)
ホール			全額返金	半額返金 (5/21～6/20)	返金のない期間 (6/21～8/20)
	支払期間	2週間(※)		使用日1か月前(7/20)	
会議室			全額返金		返金のない期間 (7/21～8/20)
	支払期間				

(※)原則、申込日から2週間以内にお支払いいただくことになりますが、申込日から使用日前日までの期間が1か月未満の場合は、その期間によりお支払期限が異なります。

申込日から使用日前日までの期間が

【7日以上1か月未満の場合】→申込日から1週間以内

【7日未満の場合】→使用日の使用開始前まで